

地名起源説話と土地の言葉

谷口雅博

はじめに

地名がその土地の言葉によって名づけられたものであるならば、それぞれの土地で使われている様々な言葉で名づけられている可能性があるし、その土地以外ではなかなか理解が難しい言葉や発音で名づけられ、呼ばれていた可能性もあるのではないか。だが、風土記に残された地名を見る限り、その土地特有の言葉や発音というものは殆どと言って良いほど、見受けられない。これは、実態として地名が地域を越えて了解し得るような言葉で名づけられるということであるのか、それとも中央政府が把握しやすいうように行政上の地名を整理したという結果によるものであるのか、またそれとの関連で言えば、地名に好字を付けようとする動きの中で、中央語化していったという問題なのか、よくわからない。風土記の編纂の問題と併せて考えてみた場合に、瀬間正之氏の次のような指摘と、地名の問題とが関わり合うであろう。¹⁾

現存する上代の文字言語資料から、中央と地方を峻別することは不可能にも等しい困難な課題と言わざるを得ない。

その第一に地方で筆録された文字資料もまた中央を指向していることが挙げられる。例えば、現存する風土記は各国から朝廷へ提出された解文が元の姿であり、例えば常陸の歌謡筑波讚歌などその極端な例で常陸の言語に翻音されるべくもない。音仮字表記された歌謡にのみ地方の言語が反映されている。

説話や説明記事等については、文字資料として記録された時点で中央語化せざるを得ないという点は確かであろう。一方で、『万葉集』の東歌・防人歌がそうであるように、一字一音表記がなされる歌の場合には、地方の言葉が反映されている可能性を持つ。同様に、一字一音表記がなされることの多い人名の場合にも地方特有の言葉・発音が残されている場合があるであろうし、地名の場合についてもその可能性があると思われる。だが固有名称の場合にはそれが地方独自の言葉であるのか否か、またそうであったとしてもそれが如何なる意味を有するものかを判断することは難しい。まして中央的な言語でその起源を語られてしまった地名は、読み手が共有し得る意義を背負わされているということにもなる。このように、風土記の地名起源説

話の中から地域の言葉を抜き出すのは至難の業であると思われるが、しかしそれぞれの風土記に記された説話には、やはりそれぞれの風土記のもつ地域性―地域的であろうとする志向性―があるものと思われる。稿者はかつて『常陸国風土記』においてその志向性について指摘したことがあるが、その文体が漢文的であればあるほど、地域性を志向する傾向があるように思われる。

一、自然地名と土地の言葉

文体と地域性との関わりという問題について言えば、例えば『出雲国風土記』の場合、各郡の前半部は倭文体であり、後半部は漢文体であると指摘されるが、所謂山川原野の名前の由来については、後半部の方に記されている。また、「古老伝云」の形式を持つものは、飯石・仁多・大原の三郡以外は、すべて自然地名に関して用いられているという偏りを示している。「古老伝云」の形式を持つものが必ずしもその土地固有の伝えを記すものとは限らないが、少なくとも土地の伝えとして記そうという意図は窺えるであろう。

ところで、風土記撰進の官命とされる『続日本紀』に記された五項目を見ると、

- ①畿内七道諸国郡郷名は好字を着けよ。
- ②郡内の産物・動植物・魚虫を目録に記せ。
- ③土地の肥沃状況を記せ。
- ④山川原野の名号の由来を載せよ。
- ⑤古老相伝の旧聞・異事を史籍に載せよ。

とあるわけだが、①については名の由来を求める記述はない。①も④も満遍なく載せる『播磨国風土記』は別として、他の風土記は①の地名由来を中心に記載し、④についてはあまり記事を載せていない。各国風土記の側に郡郷名の由来を記そうとする必然性があつたものと思われる。対して中央の側ではそうではなかつた。基本的に行政地名としての郡郷名は（国名も含むか）、中央側が名づけたという形を取るものが多い。つまり中央側の感覚としては、郡郷名の由来は求める必要がなく、ともかくも文字表記上の整理をすることが重要なことであつたと見る事も出来るかも知れない。一方で山川原野の名号由来こそが必要であつたということも考えられる。

以上のような問題点を念頭においた上で、この後、『豊後国風土記』『肥前国風土記』及び九州風土記の逸文を題材として、風土記が志向する地域性について考えてみたい。なぜ九州風土記かと言えば、『日本書紀』との比較が可能であるから、という理由による。

とりあえず、九州の風土記の中から土地の言葉として記されているものを挙げると、以下のように「俗語」として記されたものを挙げることができる。しかしこれらがその土地独自の言葉であつたか否かは不明である。

- ① 俗の語に、玖倍理湯の井と曰ふ。豊後国風土記、速見郡あり。
- ② 土齒の池、「俗、岸を言ひて比遲波と為す。郡の西北にあり。」此の池の東の海辺に岸あり。高さは百丈余り、長さは三百丈余りなり。西の海の波濤、常に灌ひ濼けり。土人の辞に縁りて、号けて土齒の池と曰ふ。

〔肥前国風土記・高来郡〕

③此の因縁有りて、芋渕野と曰ふ。【産を謂ひて芋渕と為すは風俗の言詞のみ。】

〔筑前国風土記逸文(釈日本紀)〕

④昔、此の両の国の間の山に峻しく狭き坂有りて、往來の人、駕れる所の鞍轡を摩り尽されき。土人、鞍轡尽しの坂と曰ひき。

〔筑後国風土記逸文(釈日本紀)〕

⑤土人、号けて苦水と曰ふ。

〔肥後国風土記逸文(釈日本紀)〕

⑥天皇、御覽して、曰りたまひしく、「俗、多なる物を見て、即ち、尔陪佐尔と云ふ。今、献れる魚は、甚此、多なり。尔陪魚と謂ふべし」とのりたまひき。今、尔陪魚と謂ふ、其の縁なり。

〔肥後国風土記逸文(釈日本紀)〕

⑦天皇、勅りたまひしく、「惜しきかも。朕が酒盞はや」とのりたまひき。【俗の語に酒盞を云ひて字積と為す。】因りて字積波夜の郡と曰ひき。後の人、誤りて生葉の郡と号く。

〔筑後国風土記逸文(釈日本紀)〕

⑧因りて久西良の郷と曰ふ。【髮梳は、隼人の俗語に久西良といふ。】今改めて串卜の郷と曰ふ。

〔大隅国風土記逸文(萬葉集注釈)〕

⑨大隅の国の風土記に云はく、必志の里。昔者、此の村の中に海の洲ありき。因りて必志の里と曰ふ。【海の中の洲は、隼人の俗の語に必志と云ふ。】

〔大隅国風土記逸文(萬葉集注釈)〕

⑩壹岐の風土記に云はく、鯨伏の郷【郡の西に在り。】昔者、熊鰐、鯨を追ひければ、鯨、走り来て隠り伏しき。故、鯨伏と云ふ。鰐と鯨と、並に石と化為れり。相去るこ

と一里なり。【俗、鯨を云ひて伊佐と為す。】

〔壹岐国風土記逸文(萬葉集注釈)〕

逸文を含めた上で九州の風土記を見た場合、明確に土地の言葉として記しているものは、これくらいである。『肥前国風土記』松浦郡直嘉郷に、この嶋の白水郎について、「容貌隼人に似て、恒に騎射を好み、其の言葉は俗人に異なり」という記述があるが、具体的にその言葉は記されていない。このように地域が異なれば様々な言語が用いられていたと思われるが、残念ながら風土記ではその実態がつかめない。例えば人名に使われている言葉はその土地特有の語である可能性はある。また、漢文体の中に埋もれてしまった土地の言葉もあるのかも知れないが、それは判断が出来ない。ところで、右の内①～⑥は自然地形、⑦～⑩は行政区画に関わる地名となっている。⑧⑨が隼人の俗語となつているのは、先ほどの肥前国直嘉郷の場合にも見えたように、隼人を特殊化する見方と関わっているであろう。全体の数が少ないので明確なことは言えないが、やはり自然地名に関わる記事の中に土地の言葉が窺える傾向にはあるようである。

このように具体的な土地の言葉は抽出するのが困難であるが、あとは説話内容の中で、どのように土地の言葉が意識されているかという問題にならうか。以下そうした点を、「訛」式の起源譚をもとに、九州風土記と『日本書紀』の比較を通して検討してみたい。

二 「訛」形式の問題①

——風土記と『日本書紀』との比較——

九州風土記と『日本書紀』の地名起源譚で共通するものうち、「訛」形式を持つのは以下の四つである。以下、便宜的に『日本書紀』の方を【A1】～【D1】、それぞれに対応する風土記の方を【A2】～【D2】として記すこととする。

【A1】『日本書紀』「御木国」

秋七月の辛卯の朔甲午に、筑紫後國の御木に到りて、高田行宮に居します。時に僵れたる樹有り。長さ九百七十丈。百寮、其の樹を踏みて往来ふ。時人、歌して曰はく、

朝霜の御木のさ小橋 群臣 い渡らすも
御木のさ小橋

【阿佐志毛能 瀧開能佐烏廢志 魔弊菟耆瀧 伊和哆 羅秀暮 瀧開能佐烏廢志】

爰に天皇、問ひて曰はく、「是何の樹ぞ」とのたまふ。一、の老夫有りて曰さく、「是の樹は歴木といふ。嘗、未だ僵れざる先に、朝日の暉に當りて、則ち杵嶋山を隠しき。夕日の暉に當りては、亦、阿蘇山を覆しき」とまうす。天皇の曰はく、「是の樹は、神しき木なり。故、是の國を御木國と號べ」とのたまふ。

〈景行紀十八年七月〉

右の「御木」については、この記事に先立つ景行天皇十二年九月条に「是御木「木、此をば開と云ふ」の川上に居り」と見えること、歌の言葉に「御木のさ小橋（瀧開能佐烏廢志）」とあること、『万葉集』防人歌に「真木柱（麻氣波之良）」（20四三四）、「松の木（麻都能氣乃）」（20四三七五）とあって「木（き）」を方言で「木（け）」と発音していた可能性があ

ることなどによって、「みけ」と訓まれている。歌を詠んだのは「時人」であるので、仮に「時人」が土地の人であるとするならば、「みけ」はこの土地の言葉ということにもなるが、だとするならば、この場面で景行天皇は土地の言葉を用いて「是の國を御木國と號べ」と命じたことになるが、果たしてどうか。対応する風土記の記述を見てみたい。

【A2】風土記「御木国」

公望の私記に曰はく、案ずるに、筑後國の風土記に云ふ。三毛の郡。【云々】昔者、棟木一株、郡家の南に生ひき。其の高さは九百七十丈なり。朝日の影は肥前國の國藤津の郡の多良の峯を蔽ひ、暮日の影は肥後の國山鹿の郡の荒爪の山を蔽ひき。【云々】因りて御木の国と曰ひき。後の人、訛りて三毛と曰ひて、今は郡の名と為す。

〈筑後國風土記逸文（釈日本紀）〉

風土記の方を見ると、「みけ」は「三毛」と書かれていて、特殊な文字の使い方はなっていない。話の流れはおおよそ同じようなものであると思われるのだが、残念ながら間が省略されており、天皇の発言による命名であるのかどうか、わからない。風土記の方ははじめに名づけられた地名が「御木（みき）」となっている。『日本書紀』と同様に、「御木」で「みけ」と訓ませている可能性も否定は出来ないが、「後の人、訛りて三毛と曰ひて」とあるのによれば、やはりはじめは「みき」と訓むべきであろう。

両者を比較した場合、『日本書紀』は天皇の発言によって地名が名づけられ、変更は記されない。それに対して風土記の場

合は、天皇の発言の有無は不明であるが、一度名づけられた地名が「訛」という形式で変化している。

「訛」の形式については、これまで、説話内地名と風土記現在の地名とのズレを解消するための便宜的説明として捉えられることが多かった。近藤信義氏はこれを音喩を論じる中で度々取り上げられ、地名の始原の時から風土記現在にいたるまでの時間に奥行きを与えていると説かれた。そうした従来の見解に加えて、今回、『日本書紀』と風土記とを見比べることでまた新たな一面が見えてくるのではないかと考えている。なお、今回は詳しく取り上げることが出来ないが、説話内地名と標目地名とのズレについては、これを特に問題としない『播磨国風土記』、殆ど問題としないが時折「誤」などの語を用いて説明する『出雲国風土記』、「改」を用いて説明する場合のある『常陸国風土記』というように、各国によつて態度に違いが見える。そして『豊後』『肥前』及び九州風土記逸文では、「訛」の他に「改」と、時たま「誤」が使われる。これらの用語の違いが地名のズレの在り方とどのように関わっているのかは今のところあまり明確にはなっていない。今後の検討課題である。

【B1】『日本書紀』「的邑」

八月に、**的邑**に到りて進食す。是の日に、膳夫等、**蓋**を遺る。故、時人、其の蓋を忘れし處を號けて浮羽と曰ふ。今**的**と謂ふは訛れるなり。昔筑紫の俗、蓋を號けて浮羽と曰ひき。

〔景行紀十八年八月〕

【B2】風土記「生葉郡」

〔前略〕天皇、勅りたまひしく、「惜しきかも。朕が酒蓋はや」とのりたまひき。〔俗の語に酒蓋を云ひて字積と為す。〕因りて字積波夜の郡と曰ひき。後の人、誤りて生葉の郡と号く。〔筑後国風土記逸文（釈日本紀）

【B1】の場合、天皇の行為にまつわる記事内のことであるが、「浮羽」という地名を命名したのは「時人」ということになっている。そしてそれが訛つて「的」になったと説明し、更に「蓋」を「浮羽」というのは昔の筑紫の俗であると記述する。「時人」は『日本書紀』では特に歌の担い手として登場する存在ということで注目されるが、このように地名起源説話とも多く関わっている。すべての「時人」を統一的に把握することはできないものの、「昔の筑紫の俗」という部分を見れば、この「時人」はその俗を知っていた者ということになる。そして同じ『日本書紀』の中にあっても【A1】との違いは、ここに「訛」が出てくることである。【B2】を見ると、こちらは天皇の発語が命名由来となっている。そしてここでは「訛」ではなく「誤」となっている。「訛」の字義から考えるならば、「訛」と「誤」とは極めて近い意味を持っている。他の「改」などは「訛」とはやはり異なる意識で使われていると思うのだが、「誤」については「訛」とさほど大きな違いは見られないように思われる。ともかく、【A1】は天皇の発言による命名で変化無し、【B1】は「時人」の命名であつて変化あり、となる。風土記の方は【A2】【B2】どちらも変化ありである。

【C1】『日本書紀』「伊親国」

又、筑紫の伊観縣主の祖五十迹手、天皇の行すを聞りて、五百枝の賢木を抜き取りて、船の舳艫に立てて、上枝には八尺瓊を掛け、中枝には白銅鏡を掛け、下枝には十握劔を掛けて、穴門の引嶋に参迎へて獻る。因りて奏して言さく、「臣、敢へて是の物を獻る所以は、天皇、八尺瓊の如れるが如くにして、曲妙に御宇せ、且、白銅鏡の如くにして、分明に山川海原を看行せ、乃ち是の十握劔を提げて、天下を平けたまへ」とまうす。天皇、即ち五十迹手を美たまひて、「伊蘇子」と曰ふ。故、時人、五十迹手が本土を號けて、伊蘇國と曰ふ。今、伊觀と謂ふは訛れるなり。

〔仲哀紀八年正月〕

【C2】風土記「怡土郡」

筑前 前の国の風土記に曰ふ。怡土の郡。昔者、穴戸の豊浦の宮に、御宇しめしし足仲彦の天皇、球磨噌啖を討たむとして筑紫に幸しし時、怡土の県主等が祖、五十迹手、天皇、幸しぬと聞きて、五百枝の賢木を抜き取りて、船の舳と艫とに立て、上枝に八尺瓊を掛け、中枝に白銅鏡を掛け、下枝に十握劔を掛けて、穴門の引嶋に参迎へて獻りき。天皇、勅して問ひたまひしく、「阿誰人ぞ」と問ひたまへば、五十迹手奏して曰ひしく、「高麗の国の意呂山に天より降り来し日杵の苗裔、五十迹手是なり」とまをしき。天皇、ここに五十迹手を譽めて曰りたまひしく、「恪しかも」【伊蘇志と謂ふ。】五十迹手が本土は恪勤の国と謂ふべし」とのりたまひき。今、怡土の郡と謂ふは訛れるなり。

〔筑前国風土記逸文(釈日本紀)〕

【C1】【C2】はほぼ同内容である。天皇を出迎えた五十迹手を譽めて「いそしかも」と言ったのが「いそし」が土地の言葉となったというところは共通している。「いそし」が土地の言葉であるのかどうかは分からない。『新撰字鏡』(天治本)に「恪勤也、伊曾志支」とあるのによつて、勤勉の意に取られている。この【C】の場合も、風土記では天皇の發言の中で直接的に「恪勤の国と謂ふべし」と命じているのに対して、『日本書紀』の方では、「いそし」という發言は天皇によるが、命名者はやはり「時人」となっている。

【D1】『日本書紀』「松浦縣」

夏四月の壬寅の朔甲辰に、北、火前國の松浦縣に到りて、玉嶋里の小河の側に進食す。是に、皇后、針を勾げて鉤を爲り、粒を取りて餌にして、裳の縷を抽取りて縊にして、河の中の石の上に登りて、鉤を投げて折ひて曰はく、「朕、西、財の國を求めむと欲す。若し事を成すこと有らば、河の魚鉤飲へ」とのたまふ。因りて竿を擧げて、乃ち細鱗魚を獲つ。時に皇后の曰はく、「希見しき物なり」とのたまふ。「希見、此をば梅豆邏志と云ふ。」故、時人、其の處を號けて、梅豆邏國と曰ふ。今、松浦と謂ふは訛れるなり。是を以て、其の國の女人、四月の上旬に當る毎に、鉤を以て河中に投げて、年魚を捕ること、今に絶えず。唯し男夫のみは釣ると雖も、魚を獲ること能はず。

〔神功皇后撰政前紀〕

【D2】風土記「松浦郡」

昔者、氣長足姫尊、新羅を征伐たむと欲して、此の郡に行でまして、玉嶋の小河の側に進食したまひき。茲に、皇后、針を勾げて釣と為し、飯粒を餌と為し、裳の絲を綱と為して、河中の石に登りて、釣を擡けて祝ひて曰はく、「朕、新羅を征伐ちて、彼の財宝を求めむと欲ほす。其の事、功成りて凱旋らむには、細鱗之魚、朕が釣縲を呑め」とのりたまひき。既にして釣を投げたまふに、片時にして果して其の魚を得たまふ。皇后曰はく、「甚希見しき物」「希見を梅豆羅志と謂ふ。」とのりたまひき。因りて希見の国と曰ひき。今は訛りて松浦の郡と謂ふ。所以に、此の国の婦女、孟夏四月には常に針を以ちて年魚を釣る。男夫は釣ると雖も、獲ること能はず。

〈肥前国風土記・松浦郡〉

これも、【C】と同じように、風土記では皇后が直接の命名者であり、『日本書紀』では時人となっている。なお、地名松浦に関わる語が、『日本書紀』では「希見」「希見、此をば梅豆羅志と云ふ。」↓「梅豆羅國」↓「松浦」であるのに対し、風土記では「希見」「希見を梅豆羅志と謂ふ。」↓「希見國」↓「松浦」となっていて異なりを見せる。風土記の方が「訛」による変化が多少大きくなっている。

以上のように用例数は少ないものの、『日本書紀』と風土記とで共通する地名起源説話が記され、地名の変更が記されるものについて見てみると、『日本書紀』の場合、天皇の発言によって命名されたものについては変更が記されないということがわかる。一方の風土記の場合は、すべて【A2】については明

確ではないが）天皇の発言から命名された場合に変更が為されていることがわかる。この両者の違いは何に由来するのであろうか。

三 「訛」形式の問題②

——風土記と『日本書紀』の傾向——

それを考える前に確認しておくが、風土記に共通する記述を持たないものも含めて『日本書紀』の「訛」を伴う地名起源説話を挙げると、以下のようになっている。

- | | | | |
|----------|---|----------------|-----------|
| 1 浪速国・浪花 | ↓ | 難波 | 〈神武即位前紀〉 |
| 2 桶津 | ↓ | 蓼津 | 〈神武即位前紀〉 |
| 3 母木邑 | ↓ | 飢悶廻奇 人「恩、母の如し」 | 〈時人〉 |
| 4 鶏邑 | ↓ | 鳥見 | 〈時人〉 |
| 5 挑河 | ↓ | 泉河 | 〈崇神紀十年九月〉 |
| 6 屎禰 | ↓ | 樟葉 | 〈時人〉 |
| 7 墜国 | ↓ | 弟国 | 〈崇神紀十年九月〉 |
| 8 浮羽 | ↓ | 的 | 〈時人〉 |
| 9 伊蘇国 | ↓ | 伊覲 | 〈時人〉 |
| 10 梅豆羅國 | ↓ | 松浦 | 〈時人〉 |
- 右の1～10を見る限り、「訛」とされるもので、天皇の発言によるものは見出せない。単純に『日本書紀』の地名起源説話が天皇の発言によって名付けると言うパターンを取らず、主として「時人」による命名とするからである、と考えることも出来るが、その場合、時人が土地の存在であると位置づけられる

ならば、『日本書紀』では主として土地の者が名づけたというスタイルを取ることになる。一見当たり前のような話であるが、風土記の方では逆に天皇等の側が名づけたという形をとるのとは対照的である。『日本書紀』において天皇の発語と「訛」が共存しない理由は、天皇が名づけに関与した地名を改変するという形をとらないようにした結果であるのかも知れない。

一方の風土記の側が天皇が関与した地名が変化するという形をとるのは、単に説話内地名と標目地名とのズレを解消するというためではなく、中央側によって名づけられたとする地名を、土地の側が捉え返すという形を提示しているということなので、はなかるうか。本来は土地のものであるはずの地名が、多くの場合、中央側の存在によって名づけられたと語る。そこには土地の言葉は介在し得ない。或いは本来土地の言葉であっても、天皇がこの言葉を発して名付けたとすることで、その地名は中央語化してしまう。そうした地名を長い年月の間に「訛」ったものとして変質させることで、再び土地の言葉として定位し直しているということだ。見方を変えるならば、天皇によって名づけられた地名が長らく受けつがれていく間に変化しつつもその土地に受け入れられて定着をした、ということにもなるうか。この関係は、『常陸国風土記』の「風俗諺」の関係とも近いものがあるように思われる。『常陸国風土記』の場合、中央側によって名付けられた地名に枕詞的詞章が冠され、諺として言い伝えられているという主張があるものと見られるのである（実態はともかくとして）。

では風土記の他の「訛」にはどういう傾向が見て取れるのか。「訛」の付く場合と付かない場合の傾向を探るために、『肥前国風土記』と『豊後国風土記』の地名起源説話を確認したい。¹⁶⁾

まず『肥前国風土記』だが、地名由来記事は全四十一例で、内訳は、国郡郷里名が三十一例、それ以外が十例となっている。「訛」があるものは十二例である。その他「後人改」が四例、「後改」「今字改」が各一例ある。大きな特徴としては、「訛」が用いられているものは殆どが行政区画地名であり、自然地名に該当するものは、藤津郡の塩田川のみであるということである。唯一の自然地名は、塩高満川↓「訛」↓「塩田川」の例で、それ以外では郡名が五例、郷里名が六例となっている。「改」六例に対象を広げると、基肆郡の酒井泉↓酒殿泉の例も加わるが、傾向が大きく変わることはない（郡郷名以外では「永世社」↓「長岡社」も見られるが、自然地名ではない）。また、自然地名の命名起源を見ると、天皇の発言に関与するものは基本的には見られない。唯一見られるのは、蒲田郷の琴木岡の例であるが、これは本来岡が無かったところに、天皇が命じて岡を造らせたという、いわば天皇が自然を作り替えてしまったという例であり、特殊なものである。基本的には自然地名には天皇は関与せず、そして地名の変化も記されないという傾向は指摘し得るであろう。

『豊後国風土記』の場合もその傾向は変わらない。こちらは地名起源記事が全三十三例ということであまり多くはない。国郡郷名は十八例に対し、坂・山・湯・野・川・泉・峰などの自然地名が十五例あり、自然地名の比率が高い。「訛」が記され

るものは六例。他は「改」が三例、「誤」が一例である。『豊後国風土記』の場合、「訛」「改」「誤」については、すべてが行政区画地名であり、自然地名には一例もない。但し自然地名の由来に天皇が関わっている例が六例ある点で、『肥前国風土記』とは異なる。ただその六例は日田・直入・大野郡に偏って見られ、『日本書紀』景行天皇条で景行天皇が巡行した地と重なっている点で、なお考えべき問題があろう。

おわりに

最後に、そうした「風土記」の土地の言葉への認識について考えたい。『豊後』『肥前』の「訛」の例をみると、その殆どが郡郷名に集中しており、逆に自然地名の場合にはほぼ「訛」が見られない。この相違は、和銅六年の官命とも関わるのではないか。郷名の由来について特に要求がなかったのは、既に中央が郷名についてはある程度把握しており、問題となるのは用字の整理であった。用字の整理に伴って、改変・改名の説明が必要とされ、必然的に名称の由来を積極的に記す結果となったのではなからうか。一方の山川原野の名称由来については、名称の把握が進んでいなかったために、官命で要求が為されたのであろう。名称の把握は即ち実態の把握である。こちらの方は行政区画の名称とは異なり、取り立てて用字の整備・統一を図るというところまでは要求されなかったであろう。山川原野の名称由来があまり多く記されていないのは、郡郷名との対比で考えれば、用字の整備・統一を求められなかったことと関わっているように思われるのである。

結局のところ、山川原野の名称の方には実態として土地の言葉が残されている可能性があると思われる、逆に郡郷名の方では、土地の言葉であろうとする動きが「訛」等による説明の形式を求めたということではないか、という見通しを述べる形でひとまず稿を終えたい。

注(1) 瀨間正之「文字言語から見た中央と地方―大宝令以前―」

『文学・語学』212、二〇一五年四月。

(2) 谷口雅博「常陸国風土記」記載「風俗諺」の成立」(『日本文学論究』46、一九八七年三月)。

(3) 瀨間正之「風土記の文字世界」(笠間書院、二〇一一年二月)より。

(4) 荻原千鶴氏は、『出雲国風土記』の「古老伝云」について、海沿いの各郡では自然地形名に、山間部の各郡では行政区画単位地名に集中する点を指摘している。『出雲国風土記』の地名起源叙述の方法」(太田善磨先生追悼論文集「古事記日本書紀論叢」群書、一九九九年七月)。

(5) 谷口雅博「『出雲国風土記』郡郷名の表記意識―地名起源説明記事との関わりから―」(『日本文学論究』55、二〇〇七年三月)。

(6) 山川原野の地名由来が求められた理由を、当時の山川原野領有をめぐる実態との関係で説く稲石陽平の論もある。「風土記地名起源説話に込められた意図―山川原野名号所由の検討から―」(『古事記年報』49、二〇〇七年一月)。

(7) 「風土記」訓読文の引用は、中村啓信監修角川ソフィア文庫『風土記』下(九州風土記の担当は谷口。二〇一五年六月)による。

- (8) 『日本書紀』訓読文の引用は、岩波日本古典文学大系『日本書紀』下(一九六五年七月)による。
- (9) 近藤信義『音喩論』(おうふう、一九九七年二月)。
- (10) 地名起源以外の「訛」については、「枯野」の船の名を「軽野」の「訛」ではないかとする記事(応神紀五年十月)、「風俗の言語」を習わなかった新羅人が、畝傍山を「訛」って「うねめはや」と言って天皇に「采女」との姦通を疑われたという記事(允恭天皇四十二年十一月)、「百濟本記云」という記事の中で、日本からの使者の名前が、言葉が「訛」っていたために、正しい名が未詳であるとするもの(欽明天皇五年二月・分注(三例))がある。
- (11) 注(2) 前掲論文。
- (12) この他、逸文で「訛」を用いたものに、尾張国風土記逸文吾綾郷・筑前国風土記逸文資珂嶋・同児饗石がある。
- (13) この説話の特殊性については、大鋸聡幸「大足彦天皇」の姿―『肥前国風土記』神埼郡琴木岡条の記事から―(神田典城編『風土記の表現―記録から文学へ―』笠間書院、二〇〇九年七月)に詳しい。